

第5章 整備の基本理念と基本構想

本章では、第1次計画において示された整備理念を継承し、震災復旧を経た現在の史跡環境と社会的要請に応じた、第Ⅱ期計画における整備の基本的な方向性を基本方針として示す。第4章において整理したとおり、第Ⅰ期計画では震災被害を受けた石垣の復旧を最優先課題として整備を進め、史跡の安全性の確保と文化的価値の回復に一定の成果を上げてきた。一方で、遺構の構造的理解を深める整備や、史跡全体の空間構成をより明確に示すための取組については、次期計画に引き継ぐべき課題が残されている。

これらを踏まえ、第Ⅱ期計画では、第1次計画の理念を継承しつつ、復旧段階から恒常的な保存・管理・活用段階へと移行する史跡の実情を前提として、今後10年間の整備の基本理念および基本方針を整理する。

第1節 整備理念の継承と発展

1. 第1次計画における整備目標および整備理念

第1次計画では小峰城跡を、白河藩の府城としての歴史的役割を背景に、近代以降は公園として市民に親しまれ、国史跡指定後は保存と活用の両立が求められる文化財として位置づけている。整備にあたっては、近世城郭としての歴史的価値と、廃城後から現在に至るまでの利用の中で形成されてきた文化的価値を調和させながら、史跡としての価値と質を向上させ、震災復興や地域活性、まちづくりに寄与することを目標としていた。また、小峰城跡の存在意義を、以下の三つの価値として捉え、今後の整備にあたっては、これらの価値を十分に尊重し、損なうことなく質的向上を図ることを整備理念としていた。

- | |
|---|
| I 残存する石垣等の城郭遺構に代表される「本質的価値」 |
| II 三重櫓・前御門など復元建造物が有する「表徴的価値」 |
| III 公園利用や教育・文化活動の場として長年果たしてきた役割による「都市文化的価値」 |

2. 第1次計画における整備の基本方針

第1次計画では、これまで都市公園や観光地としての整備が先行してきた経緯を踏まえ、今後は史跡としての存在感をより明確にし、城郭としての本質的価値を顕在化させることを基本方針としている。あわせて、保存管理計画で設定された地区区分（A～D地区）を踏襲し、各地区の特性に応じて、城郭遺構の保存管理、景観形成、利活用との調整を図りながら整備を進めることとしている。

3. 第Ⅱ期計画における整備理念の継承と発展

第Ⅰ期計画の整備の進展や社会情勢の変化を受け、三つの価値は、計画策定時に想定していた内容から、より具体的かつ重層的なものへと変化していると考えられる。

I 本質的価値（文化的・歴史的価値）

小峰城跡が有する、城郭としての歴史的・学術的価値を指す。特に、石垣群や堀、曲輪構成など、近世城郭としての技術的・造形的特質を今日に伝える要素を中心に、保存と継承を図る。第Ⅰ期計画では、東日本大震災による被災とその復旧を通じて、遺構そのものの価値に加え、復旧・点検・管理を継続的に行うことの重要性が改めて認識され、本質的価値は「保存すべき対象」から「維持し続ける営みを含めた価値」へと具体化してきている。

II 表徴的価値（象徴的・景観的価値）

三重櫓や前御門など、城の象徴として復元された建造物や、現在木造復元中の清水門をはじめとする都市景観上および心理的象徴としての価値を指す。史跡が市民にとっての誇りやアイデンティティを象徴する場であることを重視するとともに、史跡の表徴的価値が固定されたものではなく、時代とともに更新される過程を含むものとして捉えられるようになっている。

III 都市文化的価値（社会的・継承的価値）

小峰城跡が、廃城後から現在に至るまで、公園や教育・文化活動の拠点として果たしてきた役割を指す。史跡が市民生活に根ざし、学びや交流を支える都市文化資産として位置づけられてきた価値である。あわせて、災害復旧過程の公開や市民参加型の事業の広がり等を通じて、単なる利用の場としての役割にとどまらず、市民や来訪者が史跡に主体的に関わり、理解を深めながら継承していく価値として、その意味合いを一層強めている。

4. 第Ⅱ期計画における基本方針の考え方

小峰城跡における第Ⅰ期計画の実施により、整備は震災復旧を中心とした緊急的・集中的な対応から、恒常的な保存・管理・活用の段階へと移行しつつある。その過程で、石垣の全面復旧や清水門木造復元への着手、景観・動線整備の進展、整備過程の公開や市民参加型の取り組みなどが積み重ねられ、史跡に対する社会的認識や関わり方にも変化が生じている。

こうした第Ⅰ期の成果と社会状況の変化を踏まえると、第Ⅰ次計画で整理した「本質的価値」「表徴的価値」「都市文化的価値」の三つの価値は、その基本枠組みを維持しつつ、より相互に関連し合うものとして再整理する必要がある。第Ⅱ期計画では、これら三つの価値を個別に保全・顕在化させるのではなく、相互の関係性を踏まえながら、史跡の保存管理を最上位に位置づけ、保存・整備・活用を一体的に進めることが求められる。

以上を踏まえ、第Ⅱ期計画では、

「史跡の本質的価値を守りながら、市民とともに未来へ継承する」

ことを基本理念として掲げ、復旧段階から恒常的な維持・活用段階へと移行する史跡の実情に即した整備を進める。その具体化にあたっては、史跡の保存・管理・整備・活用の各分野と、それらを支える管理運営および技術継承の視点から、次の四つの基本方針を設定する。

- i 保存の深化 —真正性の確保と長期安定化—
石垣を中心とする遺構の予防保全体制の確立。
- ii 環境の整備 —歴史的景観と環境の再生—
史跡環境の調和をはかるため、景観・防災・緑地環境の一体的整備。
- iii 活用の拡充 —体験と理解を深める活用整備—
教育・観光・文化活動を通じた歴史的価値の共有。
- iv 継承の持続 —協働と持続的管理の仕組みづくり—
市民協働による、継続的な保全管理の定着

これら四つの基本方針は、第4章において整理した第Ⅰ期計画の成果と課題を踏まえ、保存・管理、環境整備、活用、ならびに管理運営・技術継承の各分野について、第Ⅱ期において重点的に取り組むべき方向性を整理したものである。



図5-1-1 三つの価値が生み出す多様な空間的価値

表 5-1-1 第2期整備の四本柱と主要取組

方針	内容	主な取組方向
方針1 保存の深化 —真正性の確保と長期安定化—	石垣・堀・曲輪など本質的要素の真正性を維持し、予防保全を基本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣健全度調査の定期実施。 ・点群データによる記録・監視。 ・軽微修繕・補修の標準化。
方針2 環境の整備 —歴史的景観と環境の再生—	史跡環境と景観構成を再評価し、自然・都市との調和を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・植生更新計画を検討。 ・眺望軸（那須連山・市街）の回復。 ・園路・排水の再整備。
方針3 活用の拡充 —体験と理解を深める活用整備—	来訪者が史跡の構造と意義を理解できる環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構平面表示・AR/VR展示。 ・多言語解説板の更新。 ・郷土教育との連携。
方針4 継承の持続 —協働と持続的管理の仕組みづくり—	行政・専門家・市民が連携し、継続的な管理運営体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・モニタリング体制の制度化。 ・市民協働イベントの実施。 ・管理データベースの更新・共有化。

第2節 整備の段階構成（2期構成）

第Ⅱ期計画（令和8年（2026）～令和17年（2035））は、概ね10年間を計画期間とし、整備の重点と進捗段階に応じて、前期：令和8年（2026）～令和12年（2030）および後期：令和13年（2031）～令和17年（2035）の2期に区分する。

前期：基礎的調査整備および管理体制の確立

石垣の保全に係る調査・点検の体系化、変状箇所の診断精度の向上、維持管理マニュアルの整備、専門的知見を有する人材・体制の確立、ならびに保存措置に適用する工法・手順の標準化を図り、石垣群全体の長期的な安定性を担保するための基盤を形成する。

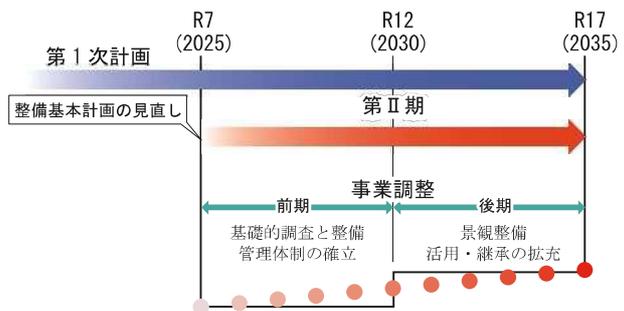
後期：景観整備と活用・継承の拡充

前期で構築した保全基盤を踏まえ、史跡全体の歴史的景観の再生、来訪者動線や案内機能の向上、地域と連携した利活用機会の創出、教育・観光・文化活動への展開、さらに地域住民が主体的に関わる継承体制の定着を目指し、史跡の価値の発信と持続的活用を推進する。

表 5-2-1 前期整備と工期整備の主な内容

区分	実施期間	整備の重点	主な内容
前期 第Ⅱ期前半	2026～2030	基礎的調査整備 および 管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 石垣・法面の定期点検体制の構築と診断手法の高度化。 石垣修繕・保存措置に関する準手順（工法・施工管理）の確立。 石垣カルテの運用開始と記録体系の整備。 東側丘陵東端部の解体修理および構造調査の実施。 和党門・搦手門周辺の構造説明および保存方針の整理。 専門技術者・外部有識者との連携体制（技術検討体制）の確立。
後期 第Ⅱ期後半	2031～2035	景観整備と 活用・継承の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 石垣修繕の継続と安定供用に向けた整備。 外郭部および丘陵部の歴史的景観整備（地形・植栽・動線の再編）。 植栽更新および眺望軸の再構成（石垣・郭形状の可視）。 案内サイン・解説板の統一デザイン化および多言語対応の拡充。 ガイダンス機能の強化（歴史館連携・学習コンテンツ整備等）。 市民協働・ガイド育成・学校連携などの教育普及と継承体制の定着。 来訪者動線の改善と史跡利用環境の向上。

※整備の進行は、各期の成果を踏まえて次期へと接続する「段階的評価型」とする。
 ※整備後の点検・評価結果を計画や管理に反映させることで、史跡の安定的な保全と持続的な利活用を実現することを目指す。



第3節 整備実施の原則

第Ⅱ期整備を推進するにあたっては、以下の四原則を遵守する。

- i 調査の先行：整備前に発掘・測量・史料調査を行い、学術的根拠を確保する。
- ii 記録と情報公開：整備過程を詳細に記録保存し、報告書・デジタル資料として公開する。
- iii 法令遵守と許認可調整：文化財保護法をはじめ関連法令に基づき、文化庁・県・関係部局と適切に協議する。
- iv 合意形成の重視：庁内関係部局・専門委員・市民団体と協議を重ね、社会的合意のもとで実施する。

第4節 本章のまとめ

第Ⅱ期計画は、第1次計画の基本理念を継承しつつ、「史跡の本質的価値を守りながら、市民とともに未来へ継承する」ことを目指すものである。

本章で整理した通り、史跡小峰城跡の三つの価値「本質的価値」・「表徴的価値」・「都市文化的価値」が重層的に重なり合い、その関係性を損なうことなく成立させるための手段として、整備は **i 保存の深化**、**ii 環境の整備**、**iii 活用の拡充**、**iv 継承の持続** を柱とする4つの基本方針に基づき、前期・後期の二段階で一貫的に実施することを目指す。

この理念と方針を基に、次章（第6章）では、ゾーニングに基づく具体的な整備基本計画を示す。

第6章 整備基本計画

本章では、第5章で整理した**前期：基礎的調査・体制確立**および**後期：「景観整備・活用継承」の二本柱の整備理念**と、**四つの基本方針（保存の深化・環境の整備・活用の拡充・継承の持続）**について、史跡における具体的な整備方針として体系化するものである。

第Ⅱ期計画における整備基本計画（第6章）では、**三つの価値**の関係性を軸に、史跡全域の空間構造を体系的に整理することを目的とする。

具体的には、**四つの基本方針（保存の深化・環境の整備・活用の拡充・継承の持続）**を、史跡の空間的構造（景観・植生・動線）および地区区分（A～D）に即して具現化し、保存・管理・整備・活用を一体的に展開していく。

本章では、まず第1節で、史跡全体を貫く整備の基本方針と、景観・植生・動線に関する横断的な計画の枠組みを整理する。続いて、第2節では石垣・遺構等の「本質的価値」に対する保存・修復方針を示し、第3節では安全・利便性の向上に向けた施設整備の考え方をまとめる。さらに第4節では、地区区分ごとに、第Ⅰ期の成果と課題を踏まえた具体的な整備方針を提示し、史跡全域の将来像を段階的に示す。

これにより、第Ⅱ期計画は、緊急的な復旧段階から、持続的な保存管理と活用を両立させる恒常的整備段階へと発展するための、総合的かつ実践的な計画として位置づけられる。

（★委員意見対応：理念→方針→現況の順序整理）

第1節 全体計画

本章（第6章）は、第Ⅱ期計画の理念を受け、史跡全域に共通する整備の枠組みを示すものである。本節では、その前提となる区域の整理と、今後の景観・植生・動線計画の基本的方向性を示す。

1. 地区区分

史跡小峰城跡の整備は、第3章で整理した地区区分（A～D）を基本とし、史跡の機能・価値・利用特性に応じて計画を検討する。

城山公園（都市公園区域）は、二之丸・三之丸を中心とする平坦地を主体としており、史跡指定地全体の中では比較的限られた範囲にとどまる。一方、東側丘陵部（D地区）は都市公園区域外に位置し、急傾斜地および保全緑地としての性格を有する。そのため、整備に際しては史跡の保存と防災緑地としての安定化の両立を基本とし、公園的利用を想定しない保全・管理中心の計画とする。

2. 都市公園区域と史跡管理区域の整理

史跡指定地のうち、二之丸・三之丸を中心とする区域は都市公園「城山公園」として位置付けられ、来訪者の回遊・休憩・学習等の公共的機能を担う。この範囲は史跡保存を最優先とし、保存区域と公園利用区域は計画上および現地管理上明確に区分する。

東側丘陵部は急傾斜地であり、防災緑地としての性格が強く、観覧利用を主目的としない保全管理区域である。

史跡整備および管理に際しては文化財部門と都市計画部門が連携し、一体的に景観形成を図る。

これらの区域整理を踏まえ、次項以降では、第Ⅱ期整備の主要な視点である「景観」「植生」「動線」について、史跡全体に共通する基本の方針を示す。

第2節 景観・環境整備の基本方針

小峰城跡は、白河の歴史的景観を象徴するランドマークとしての役割を担っており、関連する諸計画の中では市街地回遊ネットワークにおける拠点として位置づけられている。史跡整備に際しては、周辺都市空間との景観的連続性と調和に十分な配慮が求められるとともに、市民生活の中で親しまれてきた公園的空間としての性格を踏まえた整備を進める必要がある。

第Ⅱ期整備では、第5章で整理した整備理念に基づき、史跡が有する多様な「空間的価値」を適切に保全・活用するため、城郭全体の眺望軸・動線・緑地の連続性を再構築し、将来にわたり安定した「歴史的景観」の継承を図ることを基本理念とする。

1. 景観・眺望形成の地区別基本方針

史跡指定地の空間構成は、城郭中枢(A-1)/外郭(A-2・A-3・C)/公園中心部(B)/丘陵緑地(D)の4層構成を基本とし、それぞれが異なる景観的役割を担っている。このため、各地区間の動線・眺望・緑地を有機的に連携させ、城全体として統一的な景観形成を図る必要がある。

以下に、長期的に安定した景観を形成するための方針について、Ⅰ期計画の進捗状況を踏まえ、Ⅱ期計画での対応方針を地区ごとに整理して示す。

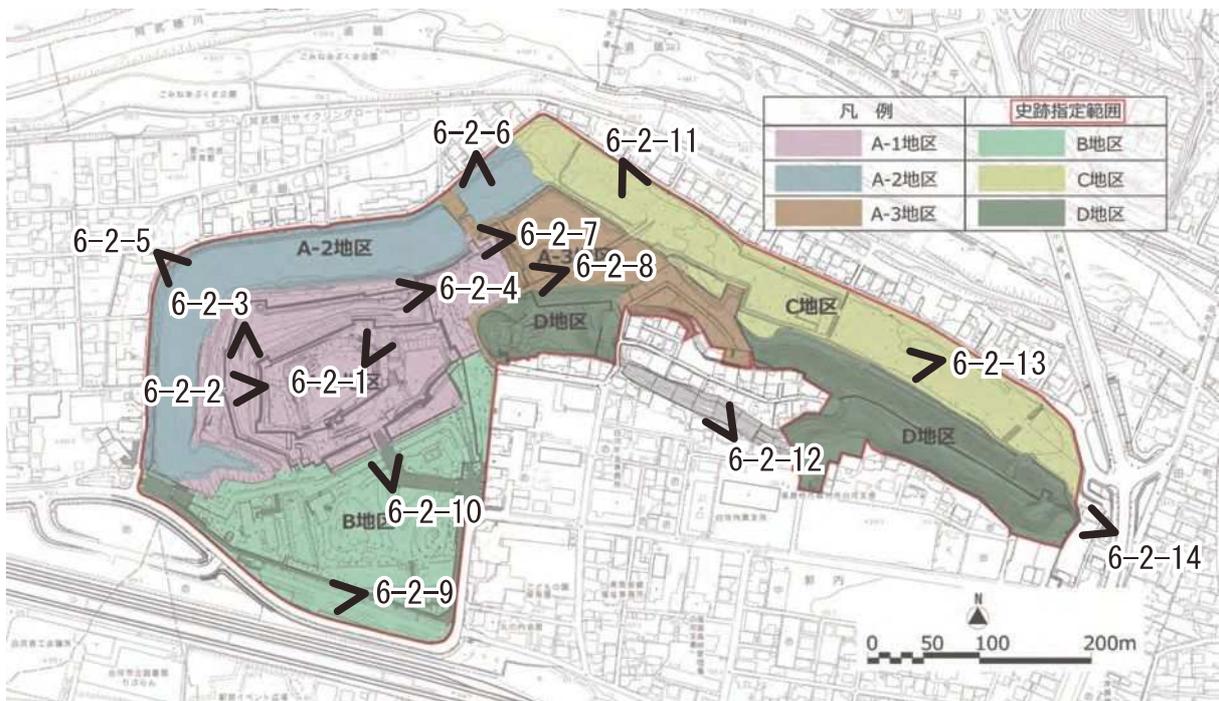


図6-2-1 地区区分と撮影位置・方向

(1) 城郭中枢部（A-1）からの眺望

■主要な視点場の現況

本丸：本丸は空閑地となっている。ここからは三重櫓や前御門を一望することができ、その威容を実感することができる。特に三重櫓は、御殿跡より一段高い小丘上にあることから、仰瞰となりより迫力のある存在となっている。西側の小丘からは帯曲輪越しに白河市街地を望み、那須連峰が遠望できる。

帯曲輪：帯曲輪はバラ園跡があった場所であるが、石垣復旧後史跡としての整備を図った。本丸の石垣を間近に観察することができ、その高さに圧倒されるダイナミックな景観を堪能できる。

矢之門付近：梅園から矢之門にかけては園路が上り勾配となっているので、三重櫓への仰瞰は視覚的な効果がより強くなり、三重櫓をより美しく見せている。

■整備の基本方針

- ・ 三重櫓・前御門を中心とする「城郭の顔」としての空間保持。
- ・ 三重櫓・前御門への近景を楽しめる視点場の保全。
- ・ 竹之丸の石垣群を連続的に見通せるよう、法面の高木を整理。
- ・ 白河市街地への眺望、那須連峰への眺望確保。



写真6-2-1 三重櫓・前御門(南西から)



写真6-2-2 本丸から西の眺望



写真6-2-3 帯曲輪 石垣の景観



写真6-2-4 梅林から三重櫓の景観

(2) 外郭部（A-2・A-3・C西側）からの眺望

■ 主要な視点場の現況

蛇頭堀一帯：水を湛える堀と石垣が相まって城跡らしさを強調している。開放感が感じられる空間構成である。石垣前面のサクラ等の高木が石垣を遮蔽していたが、枝の剪定などにより以前より石積の姿が見られるようになった。

搦手門土手付近：三重櫓を堀外縁から最も近距離で望むことができる地点である。石垣前面に土砂の堆積が少なく、水堀越しに直接石垣を望むことができる数少ない場所でもある。水面が直接石垣と接することで掘割らしさが強調されている。

外堀一帯（A-2・C西側）：本外堀跡範囲は埋められている。

■ 整備の基本方針

- ・外堀・和党曲輪を「防御線と水際景観の帯」として位置づけ、堀水面・石垣・丘陵の連続的な景観形成。
- ・水堀越しの石垣（本丸・帯曲輪）・三重櫓への眺望。
- ・和党曲輪からの西側、三重櫓への眺望、南側東側丘陵に連なる石垣への眺望確保。
- ・東側丘陵および帯曲輪の石垣への景観阻害木と下草刈り等日常管理。
- ・石垣の清掃。
- ・東側散策路（二之丸～搦手）電柱・電線等景観支障物の撤去・処理。



写真6-2-5 堀から城郭の景観



写真6-2-6 堀から石垣の景観



写真6-2-7 搦手門からの景観



写真6-2-8 和党曲輪から三重櫓方向の景観

(3) 公園中心部（B）からの眺望

■主要視点場の現況

南側外縁：城山公園南側の市道に沿って白壁と松並木が連続し城下の雰囲気醸し出している。白壁は鉄道施設を遮蔽する形で設けられ効果的である。また、公園外周にも白壁が巡らされ入口の門壁とともに城郭見学への期待感が高められている。

二之丸芝生広場：来園者が公園に足を踏み入れ最初に目にする広場である。広々として開放感のある芝生園地に、手入れが行き届いた多行松が点在する。広場の北側には、復元工事中の清水門越しに三重櫓を望むことができる。

■整備の基本方針

- ・ 南側（白河駅方面）から三重櫓を望む来訪者の導入景観軸（南→北）の形成。
- ・ 往時の代表的な景観となるメインエントランスから清水門、三重櫓への景観保全。
- ・ 既存園路を歴史的動線に沿って再編し、城郭全体の空間理解を促す。
- ・ 南側市道沿いの白壁と松並木の城下町らしい景観を保全。



写真6-2-9 白壁塀の景観



写真6-2-10 二之丸芝生広場から清水門（復元工事）
と三重櫓の景観

(4) 東側丘陵部（C東側・D）からの眺望

■主要視点場の現況

丘陵地南側：史跡指定地範囲であり、落葉広葉樹高木林およびモウソウチク林が見られる。丘陵地南斜面では保存活用すべき遺構は現状で確認できていない。景観的にボリューム感のある緑斜面緑地として市街地からの背景となっており、景観整備の一環で樹林の間伐を行った。

■整備の基本方針

- ・東側丘陵は、城郭全体の構成を支える「背景景観」として位置付け、石垣や地形と一体となった景観の保全を図る。



写真6-2-11 外堀埋立範囲(北側外縁)の景観



写真6-2-12 東側丘陵部(南斜面)の景観



写真6-2-13 東側丘陵部(北斜面西側)の景観



写真図6-2-14 東側丘陵部(東端部)の伐採状況

表 6-2-1 景観・環境整備方針（第 1 次計画の引継ぎと第 2 期対応）

A-1 本丸 竹之丸・帯曲	第 I 期計画における景観・環境整備方針（図 5.3.3）
	<ul style="list-style-type: none"> ・三重櫓を主景とした眺望軸を形成。 ・石垣の見通しを確保するため法肩樹木を整理。 ・桜樹群を更新・剪定して健全化。 ・芝生・法面の安定化を図り、石垣と調和する景観を形成。 ・水堀越しの三重櫓を望む眺望点を確保。
	2025 年時点の進捗
	◎石垣修復・桜管理方針確立。○見通し回復・照明更新完了。
	第 II 期（令和 8～17 年度）での対応方針
	<ul style="list-style-type: none"> a 主要眺望軸（三重櫓・石垣）維持のため、視界障害樹木は植生管理により調整。 b 照明・サイン・安全柵等の更新は、景観統一を前提として段階的に行う。 c 主要視点場・園路の維持管理を継続し、観覧性と安全性を安定化させる。 d 三重櫓周辺の夜景演出・省エネ照明更新。
A-2 外堀	第 I 期計画における景観・環境整備方針（図 5.3.3）
	<ul style="list-style-type: none"> ・水堀越しに三重櫓・帯曲輪を望む視線軸のため、堀端の除草・剪定で視界確保。 ・水堀の浚渫・護岸補修・水質管理。 ・越水防止と排水強化。
	2025 年時点の進捗
	△水質維持モニタリング中。
	第 II 期（令和 8～17 年度）での対応方針
	<ul style="list-style-type: none"> e 水堀景観と眺望軸の維持を基本とし、除草・剪定等の維持管理を継続する。 f 護岸・排水・樋門等の点検と軽微補修を定常化し、水環境の安定化を図る。 g 史跡理解の補助として、必要な箇所に解説・案内の整備を段階的に行う。
A-3 和党曲輪 搦手門周辺	第 I 期計画における景観・環境整備方針（図 5.3.3）
	<ul style="list-style-type: none"> ・高木整理・法面安定化により石垣顕在化。 ・芝生広場として開放的空間を形成。 ・搦手門付近の視線軸整備。 ・公有地化により段階的整備。
	2025 年時点の進捗
	○法面安定化・湧水対策実施。公有地化完了。
	第 II 期（令和 8～17 年度）での対応方針
	<ul style="list-style-type: none"> h 遺構の顕在化・公開に向け、必要な調査を行い、整備の方向性を整理する。 i 観覧動線・安全対策（柵等）・解説サインを、公開段階に応じて整備する。 j 法面・植生の維持管理を継続し、石垣等の保存環境を安定化させる。
B 二之丸 三之丸	第 I 期計画における景観・環境整備方針（図 5.3.3）
	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内主要動線から三重櫓を望む視線軸を確保。 ・芝地・園路の一体的整備。 ・高木剪定による眺望確保。 ・小峰城歴史館の景観調整と利便性向上。
	2025 年時点の進捗
	△園路更新・照明LED化進捗中。駐車場再編検討中。
	第 II 期（令和 8～17 年度）での対応方針
	<ul style="list-style-type: none"> k 公園中心部としての眺望・景観を維持し、樹木管理・芝地管理を継続する。 l 園路・照明・サイン等の更新を、動線再編と整合させ段階的に実施する。 m 駐車場のあり方を含む利用環境の再編を、史跡理解と回遊性の観点から整理する。

C 外堀北面 (埋立空閑地)	第Ⅰ期計画における景観・環境整備方針（図 5.3.3）
	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地北面の石垣や法面を眺める視点場を設置。 ・草刈・植栽整理で景観維持。 ・外堀復元を見据えた暫定管理。
	2025年時点の進捗
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理中。
D 東側丘陵 薩摩藩墓地周辺	第Ⅰ期計画における景観・環境整備方針（図 5.3.3）
	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵北側の石垣を顕在化させるとともに、スギ・ヒノキの間伐、竹林の抑制をはかる。 ・防災緑地機能の維持。 ・稜線沿いに散策路を設け、太鼓櫓へ連続的する動線とする。 ・墓地の環境整備を行う。
	2025年時点の進捗
	○石垣顕在化完了・竹林伐採済。墓地管理継続。
	第Ⅱ期（令和8～17年度）での対応方針
	<ul style="list-style-type: none"> n 外堀跡としての空間特性を保全し、草刈等の維持管理により荒廃感を抑える。 o 将来的な外堀としての復元・整備に至るまでの段階的措置として安全柵・簡易園路整備による一時活用をはかる。
	<ul style="list-style-type: none"> p 石垣・斜面の保全を前提に、植生管理により眺望と保存環境を維持する。 q 散策路や視点場については、急傾斜地における斜面安定への影響を最優先に考慮する。 r 墓地周辺の環境は現状管理を基本とし、史跡として支障のない範囲で維持する。



図6-2-2 景観・環境整備方針(表6-2-1に対応)

第3節 植生管理の基本方針

※視点場は安全管理・視界確保の観点から、前期計画終了後に再評価を行う。

小峰城跡における植生管理は、石垣・土塁・堀などの遺構保全と深く結びついており、植生の状態は景観・安全性・生物環境に広範な影響を与える。

そのため第Ⅱ期整備では、既往調査および第Ⅰ期整備で蓄積された成果を踏まえつつ、遺構保全（保存の深化）・景観形成（環境の整備）・利用者安全（活用の拡充）・協働体制の確立（継承の持続）を総合的に実現することを基本理念とし、石垣・土塁・堀などの城郭遺構およびそれを支える自然地形の長期安定と、史跡にふさわしい歴史的景観の維持・利用環境の向上を目的とする。

また、震災復旧に伴う植生整理の経験も踏まえ、植生を遺構保全・防災・安全性の観点からも位置づけ、倒木・枝折れ等のリスク低減と、遺構への根系侵入を抑制するとともに、再調査・モニタリング結果を適宜反映し、段階的に管理内容の見直しを行う。

1. 植生の現況

本節で示す植生の現況は、保存管理計画策定時（平成23～25年（2011～2013）度）および平成24年（2012）度の調査成果を基礎資料として再掲し、当時の植生構造を概観するものである。現行計画の策定時点では、同規模の一斉調査は実施しておらず、近年の管理作業等により一部に変化が認められるものの、全体像を把握する上では引き続き一定の参考性を有すると判断した。そのため、本節では既往調査に基づく記載を基本とし、現在までの変化について把握可能な範囲の補足を加えるにとどめる。

また、当時作成された図面・評価図については、原図の範囲や表現を本計画で改変することが困難であることから、資料の性格を踏まえて旧資料をそのまま掲載している。

(1) 中枢部（A-1：本丸・竹之丸・帯曲輪）

■主要植生の現況

- ・サクラ、アカマツ等の高木が多数生育するが、長年の植栽や土壌条件により、特にサクラの空洞化・衰退が著しい。平成23～25年度の樹木衰退度調査では、多くの個体が倒木・枝折れの危険性が高いと評価され、早急な植替えが必要とされた。
- ・十分な生育空間が確保された樹種では良好な生育も確認されている。

■課題

- ・史跡の中心区画であり、石垣・櫓・御殿跡・帯曲輪の構造を理解するうえで視界確保の重要度が高い。そのため、植生管理は遺構保全・景観維持・安全確保の観点から総合的に行う必要がある。

■植生管理方針（A-1：中枢部）

- ・石垣保全を最優先とした管理を行い、石垣際・石垣上の樹木については、根系による遺構への影響を考慮し、計画的に伐採・抜根を実施する。

- ・本丸から三重櫓や前御門を一望できる、A-1の主要視点場の視界を確保するため、景観阻害となる高木や枝は適切に整理する。
- ・老齢木（特にサクラ類）の更新計画を段階的に進め、良好な修景景観と安全性を両立させる。
- ・帯曲輪・本丸周辺の芝地・法面は、石垣保全に影響を与えない管理方法を採用し、根系侵入や法面の乱れが生じないように配慮する。
- ・固定点写真や樹木診断等による継続モニタリングを実施し、更新や伐採の判断根拠を蓄積し、管理手法に反映する。

(2) 外郭部

■主要植生の現況

- ・A-2（外堀）ではヤマグワ・ヤマブキ等の落葉広葉樹低木林を主体とし、一部に果樹園的利用の痕跡がみられる。
- ・A-3（和党曲輪）では周辺が住宅地に隣接し、高茎草地やモウソウチク林が分布する。

■課題

- ・外郭部の植生は視認性・安全性の観点から、景観阻害木の整理や竹林抑制等の継続管理が必要である。

■植生管理方針

- ・石垣近接木の根系リスク（変形・押し出し）を抑制するため、伐採・抜根を計画的に実施し、目地・裏込めへの中低木・竹類侵入の防止を図る。
- ・竹林の藪化抑制（間伐・萌芽抑制）を継続し、必要に応じて防根資材の設置を検討する。
- ・外堀沿い・和党曲輪の通行動線の安全性を確保するため、下草刈り・危険木処理を定期化する。
- ・眺望・遺構の視認性向上と水際管理（湿潤域の踏圧抑制）を両立させる植生高管理（樹高・樹冠調整）を行う。
- ・モニタリング結果（倒伏履歴・侵入種の拡大状況）に基づき、管理頻度・範囲を適宜見直す。

(3) 公園中心部

■主要植生の現況

- ・芝生園地が広範囲を占め、修景木としてサクラ類・クロマツ（多行松）が点在する。

■課題

- ・利用頻度が高く、芝の踏圧・裸地化や樹木の健全度低下への配慮が必要である。

■植生管理方針

- ・芝地の更新・目土・雨水排水を組み合わせた再生管理により、裸地化・踏圧影響を抑制する。
- ・サクラ・クロマツの健全度診断を定期化し、更新計画（補植・剪定）を段階的に進める。
- ・来訪者導入軸・主要視点場の視界確保に配慮した樹高・枝張り管理を行う。
- ・行事期の荷重・動線に配慮し、保護区画・敷板等の可逆的措置で植栽被害を低減する。
- 芝地・修景木の台帳化と点検記録の継続により、管理効果を評価・反映する。

(4) 外堀北面

■主要植生の現況

- ・一部にオニグルミ群生がみられるが、低茎草地在大部分を占める。

■課題

- ・歴史的な外堀の復元可能性を残す区域であり、恒久的植栽の導入は抑制する。

■植生管理方針

- ・暫定的な景観維持管理（定期除草・軽微な危険木対策）を基本に、荒廃感の抑制を図る。
- ・将来の外堀復元の障害とならないよう、樹木の新規定植を抑制し、侵入種・密生化の抑制を継続する。
- ・安全確保（必要箇所の簡易柵・動線の明示）と視認性の維持を両立する。
- ・管理記録を地区台帳に集約し、将来整備の基礎資料とする。

(5) 東側丘陵

■主要植生の現況

- ・落葉広葉樹高木林・モウソウチク林が広範囲に分布し、東側北東斜面はスギ植林、南西斜面はコナラ・イヌシデ・クヌギ等の混交林が目立つ。

■課題

- ・斜面林は景観・防災・遺構保全に大きく影響するため、区域特性に応じた更新・管理が必要である。

■植生管理方針

- ・間伐・危険木処理・竹林抑制を計画的に行い、斜面安定性と石垣保全を最優先とする。
- ・竹林の拡大抑制に必要な場合は、防根資材の適用を検討する。
- ・眺望点は限定的に維持し、踏圧増大・侵食を招かないよう動線・刈高を管理する。
- ・林縁・稜線の風害・雪荷重リスクに配慮し、更新・補植の必要性をモニタリングで判断する。
- ・薩摩藩墓地周辺は現状管理を基本とし、史跡の保存・公開に支障のない範囲で環境を維持する。

3. 主要課題の整理

- ・石垣・土塁近接木の根系による変形・破損リスク
- ・石垣目地・裏込めへの中低木・竹類侵入（凍結膨張・押し出し）
- ・人工林・竹林・ササの過繁による林床暗化・遺構視認性低下
- ・下草刈り未整備箇所での歩行安全性の低下
- ・裸地化や不適切伐採による表土流出・侵食
- ・外来種・逸出種の拡大による植生構造の攪乱

4. 植生管理の基本方針

- ・遺構・地形の安定的保全を第一とし、景観・安全性・生物多様性に配慮する。
- ・石垣際・石垣上の樹木等には、調査に基づく伐採・抜根対策を講じる。
- ・施工時には遺構保存に留意し、重機進入範囲や根系処理方法を検討する。
- ・三重櫓・前御門・石垣など主要景観要素への視界確保に配慮し、枝払い・間伐等を行う。

- ・芝地・樹林地・竹林等のタイプ別に将来像を設定し、ゾーンごとの段階更新を進める。
- ・モニタリングにより効果を継続把握し、必要に応じ方針を見直す。
- ・大規模伐採等の景観変化を伴う作業は、関係者間での合意形成のうえ段階的に実施する。

5. 今後の調査・モニタリングと計画化（※整理統合）

- ・リスクの高いゾーンから再調査を段階的に実施する。
- ・点検・調査結果を台帳化し、地区別の方針に反映する。
- ・専門家会議や市民協働を通じ、公開・共有・合意形成を図る。
- ・植生管理計画は、モニタリング結果に応じて更新。
- ・保存管理計画の調査成果は基盤資料として巻末に再掲し、比較検討に用いる。

6. 整備と維持管理の区分（委員の指摘により追加）

本計画における植生管理は、①史跡の保存・景観形成に直接関わる「整備（改変行為）」と、②既存植生の健全性保持や安全確保を目的とした「維持管理（日常作業）」の二層で構成する。

整備（改変行為）は、石垣・土塁・堀等の遺構保全や視界確保など、史跡の本質的価値に関わる植生の更新・伐採・抜根等を対象とし、文化財保護法に基づく現状変更手続を前提とする。

維持管理（日常作業）は、草刈り・萌芽処理・枝払い・雑木除去など、景観維持・安全確保・利用環境の保持を目的とした反復作業であり、年間管理計画に基づき継続的に実施する。各地区の植生方針においても、この区分を踏まえ、整備と維持管理を適切に組み合わせて段階的に実施するものとする。

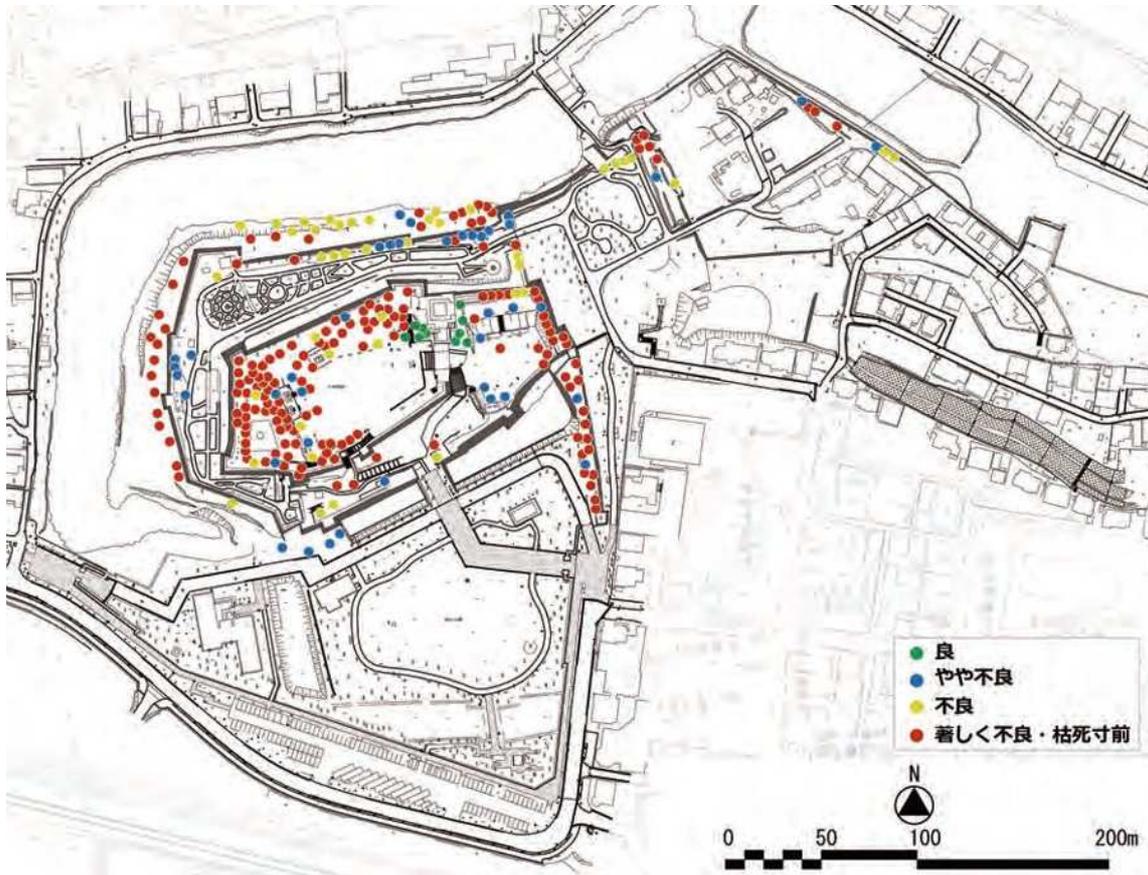


図6-3-1 樹木調査総合評価図（平成23年度～平成25年度）

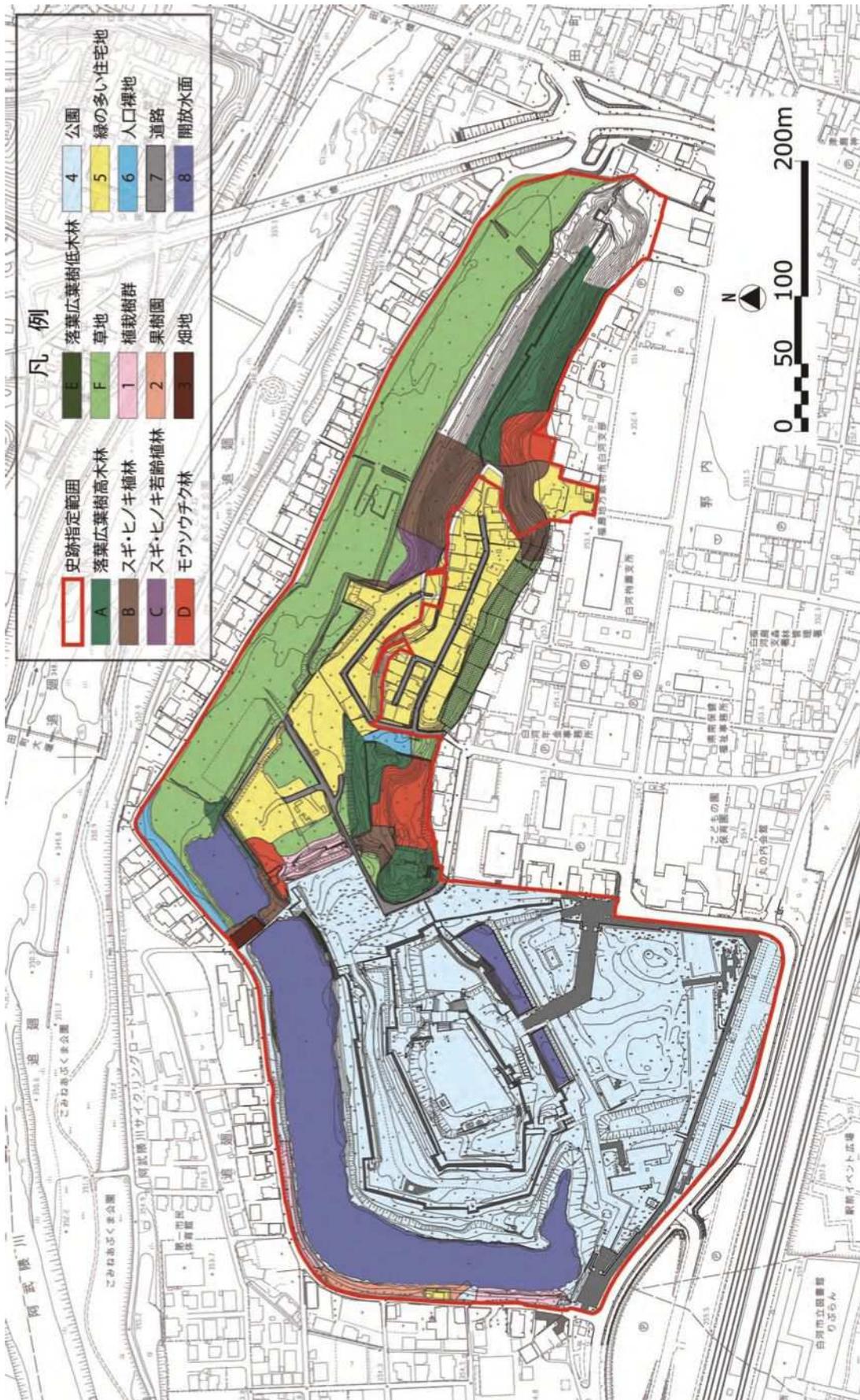


図6-3-2 史跡指定地内の植生現況図

第4節 各種動線の現況

小峰城跡へのアプローチ（来街者）動線および外縁を含む史跡指定地範囲内の動線について、動線種別ごとに整理した。

1. アプローチ動線

(1) 車輛動線

城山公園南側に来園者のための駐車場が整備されている。駐車場へのアプローチは国道4号、国道294号および主要地方道白河羽鳥線からが主となる。国道4号からは阿武隈川に架かる金勝寺橋経由、国道294号上り線からは城跡東部より、また主要地方道からは白河斎苑の交差点からJR線のアンダーパスを抜けて駐車場にいたる。

(2) 歩行者動線

鉄道利用の歩行者は、JR東北本線白河駅改札を抜けて東側のJR線アンダーパスをくぐり、その後公園に沿って北上して藤門付近に設けられた公園口から入園する。

城山公園および史跡指定地内は、駐車場を除き原則として一般車輛進入不可となっている。

(3) 外縁動線

外堀に沿って水堀や石垣を望むことができる動線である。搦手門土手までは、車道から一段低い小段上を歩くことが可能であるものの未舗装となっており、車道から小段に降りる階段等も整備されていない。この小段は主に釣り人が移動のために利用している。



写真6-4-1 水堀際の小段と車道



写真6-4-2 外堀の既存車道

2. 公園内動線

史跡指定地内の歩行者系動線は城山公園の園路が担っている。東西出入口を結ぶ芝生広場北側園路を主園路とし、駐車場西側から小峰城歴史館へ至る園路、および藤門跡から三重櫓へ至る園路が主要動線となっている。現在は清水門復元工事に伴い、清水門から本丸へ至る園路が通行止めとなっており、藤門から竹之丸へ迂回するか、二之丸から仮設階段で帯曲輪方面に至る動線となっている。帯曲輪は石垣を間近に観察できる周遊路として再整備が進められた。

3. その他の史跡指定地内動線

上述した動線以外に史跡指定地内では、散策路等の動線は未整備の状況にある。

(1) 動線別計画

i 歴史探訪動線

目的：小峰城跡の全体構成および本質的価値を理解・体感させる。

- ①ガイダンス施設等で史跡全体像を把握できる導入動線を設定
- ②外堀西（水堀）から石垣を遠望できる視点を確保
- ③石垣の規模・構造を観察できる経路の維持
- ④本丸・三重櫓へ至る登城経路を明確化
 - ・滞在時間が限られる来訪者向け短距離利用（ショートコース）
 - ・本丸・竹之丸・帯曲輪・外堀を主軸とする、城郭構造理解の観覧ルート再編
 - ・各曲輪間の階段・石畳・園路整備で、歴史的な登城経路を体験できる動線
 - ・主要視点場（三重櫓前・清水堀・搦手門・太鼓門）の明示と、眺望方向を意識した動線誘導
 - ・案内・誘導サインの統一デザイン化で、史跡理解を助ける案内体系を整備

ii 散策動線

目的：市民の日常的な散策・軽運動の場として安全・快適な利用を図る。

やろうとしていること

- ①公園内の既存園路を基本とした歩行動線の活用
- ②外堀沿いに新たな散策動線を設定
- ③安全性・快適性に配慮した園路環境の確保
- ④ベンチ等の休憩施設を適宜配置
- ⑤日常的な利用を前提とした回遊性の確保
 - ・城山公園エリア（二之丸・三之丸）を中心に、小峰城歴史館・帯曲輪・外堀・和党曲輪を結ぶ回遊経路を再構築する。
 - ・市街地回遊ネットワーク（白河駅・南湖公園方面）との接続を強化し、周遊性を高める。
 - ・坂道や階段部には、手すり・踊り場・緩勾配園路の追加を検討する。

iii 管理動線

目的：指定地内の日常的な維持管理を円滑に行う。

- ①塵芥処理や管理作業に対応した車輛動線を確保
- ②公園内の既存主園路を管理動線として活用
- ③帯曲輪および和党曲輪における管理用動線を設定
- ④外堀および東部丘陵地については、市道利用を基本とする管理方式を想定

iv 緊急時車輛動線

目的：事故・災害時における迅速な対応を可能とする。

- ①二之丸一帯の園路を車輛進入可能な動線として活用する
- ②本丸近傍（清水門付近）までの車輛進入を確保
- ③新設園路については管理動線を緊急時車輛動線として兼用

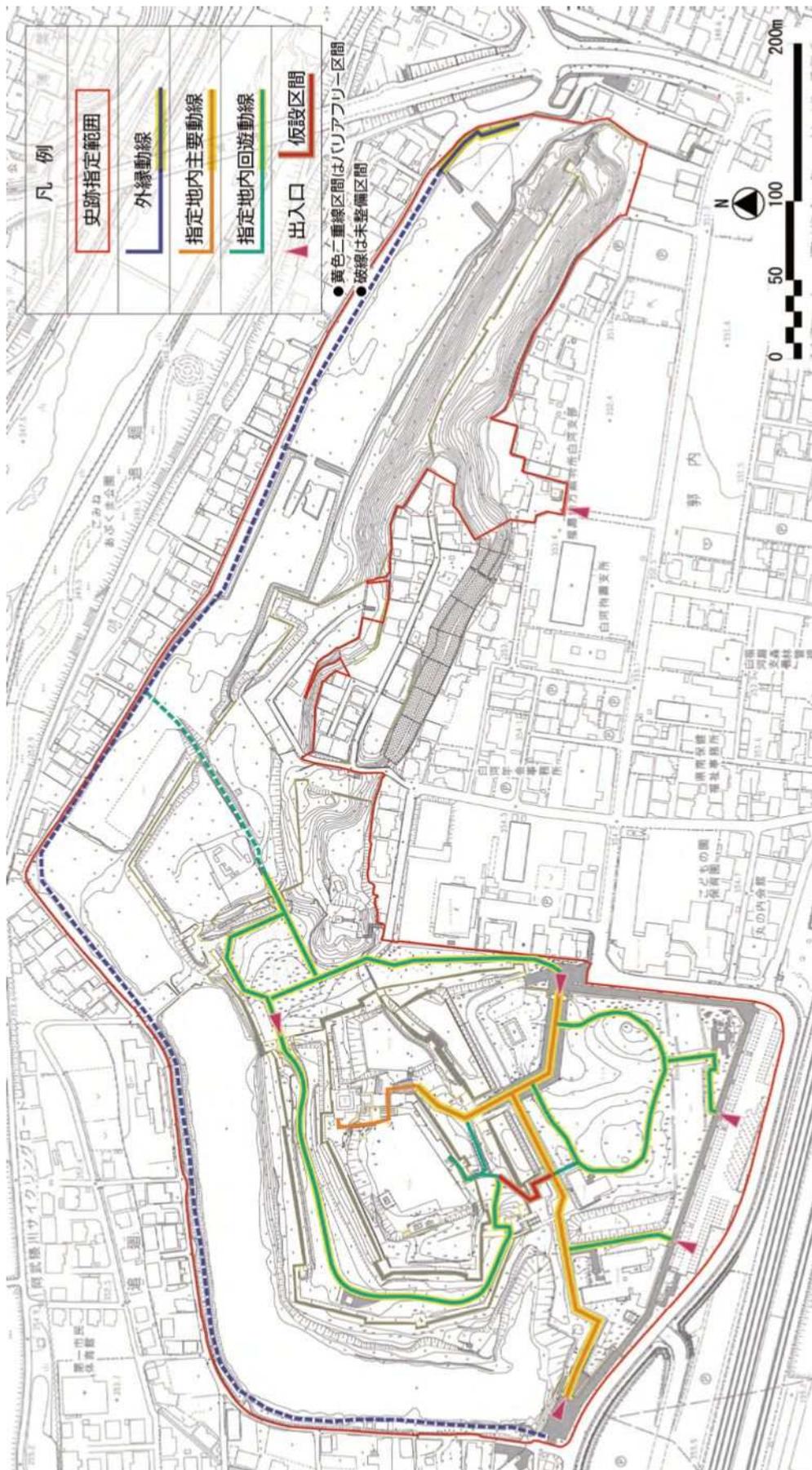


図6-4-1 指定地内および周辺動線

④指定地外縁部については市道利用による対応を想定

・雨水排水路・園路舗装を一体化し、集中豪雨時の排水機能を確保する。

v 避難者動線

目的：災害時における安全かつ円滑な避難を確保する

①城山公園を第1次避難場所として位置付け

②市街地からの容易な避難導線を確保

③藤門近傍および公園西側入口を主な避難口として活用

④駐車場側入口については、二之丸改修整備と併せた改善を想定

・城山公園（二之丸・三之丸区域）は、災害時の広域避難地として位置づけられており、石垣上部や法面など立入制限区域を除き、平坦部を避難導線として確保する。

・公園出入口（藤門・小峰城歴史館口・北口・搦手口）を避難経路として整理し、避難方向標示を設置する。

(2) 園路体系と設計区分

園路広場整備は、動線計画に基づき既存公園内の園路広場を除く新規整備の散策路について検討する。なお、園路・その他の工作物等の整備にあたっては、保存管理計画で設定された地区別の現状変更の方針内容に準じて構造等を検討するものとし、基本的に史跡現状地盤の区画形質の変更を行わないものとする。このため、施設整備にあたっては必要な厚さの盛土（実土）を考慮する。

前項で整理した歴史探訪動線・散策動線・管理動線・緊急動線・避難動線は、以下に示す園路体系（散策路A・B・C）およびその設計区分を基本単位として構成する。各動線種別が利用する園路の区分との対応関係を、次表に整理する。

表 6-4-1 散策路区分（A/B/C）と動線種別の対応表

動線種別	主目的	対応する園路区分
i 歴史探訪動線	史跡構造理解・主要視点誘導	散策路 A
ii 散策動線	市民散策・快適性	散策路 A・B・C
iii 管理動線	維持管理作業	散策路 A
iv 緊急時車輛動線	災害・事故対応	散策路 A
v 避難者動線	災害時避難誘導	散策路 A

散策路 A

- ・管理用通路を兼ねた園路で、幅員は 3.0m とする。
- ・園路は自由線形であること、また自然的雰囲気の高い芝生園地内に設けられることから縁石を必要としない舗装材を選定する。
- ・舗装構成は歩行者系の舗装構成を基本に、表層厚を 2 トン程度の管理車輛の通行に耐えうる仕上厚とする。
- ・環境への配慮から雨水を保水できる舗装材を選定し、雨水の浸透抑制および雨水蒸散による舗装表面温度の低減を図り、高温期の歩行快適性を向上する。

散策路B

- ・堀端などの散策路に適用する園路であり、標準幅員は歩行者のすれ違いを容易にするため1.8mとする。
- ・舗装材は、散策路Aに準ずるものとするが、歩行者専用の園路での仕上厚とする。

散策路C

- ・丘陵地内など地形の起伏が比較的大きく、また自然環境の様相の強い場所の園路で、標準幅員は1.2mとする。
- ・舗装材は、平坦性の強い区間は散策路Bと同一とし、園路勾配が急な区間は現場発生土の締固め程度とし、必要に応じて丸太階段等を併用する。

表 6-5-1 基準のまとめ

線形	歴史的動線を尊重し、既存地形・遺構配置を活かし最小改変とする。		
断面形状	散策路A	既存の公園副園路に準じて管理用通路を兼ねた園路	幅員 3.0m
	散策路B	市円滑化基準に準じた歩行者口体の標準的な園路	幅員 1.8m
	散策路B 2	遺構保存のため斜路や昇降装置が設けられない園路	幅員 1.8m
	散策路C	地形の制約や用途から最小限の幅員を確保した園路	幅員 1.2m
	散策路C 2	斜路や昇降装置が設けられない最小幅員の園路	幅員 1.2m
勾配	主要動線は概ね5%以下。やむを得ない区間は踊場・縦溝等で安全確保を行う。		
舗装	土系または透水性舗装を基本。石畳は既存意匠を踏襲し部分補修を行う。自然環境では、現場発生土の締固め程度とする。		
階段	蹴上 150-160mm / 踏面 300mm 目安、ノンスリップ加工。		
広場	芝地主体（排水勾配 1.5% 目安）。イベント時荷重は敷板等の可逆的措置で対応。		
施工留意	表層浅層施工・上層排水・掘削深度の制限など、遺構への非干渉を徹底。		
維持	年次点検（表面劣化・段差・排水・雑草）→軽補修→周期更新。照明・サイン・手すりは園路と一体管理とする。		



A-1 本丸園路



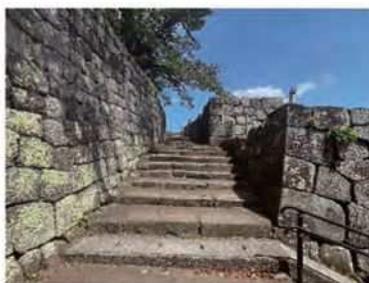
A-1 帯曲輪東側園路



B 園路と桜植樹帯



B 石畳



A-1 本丸階段



A-2 堀端周遊路

写真6-4-3 園路の現況整備状況

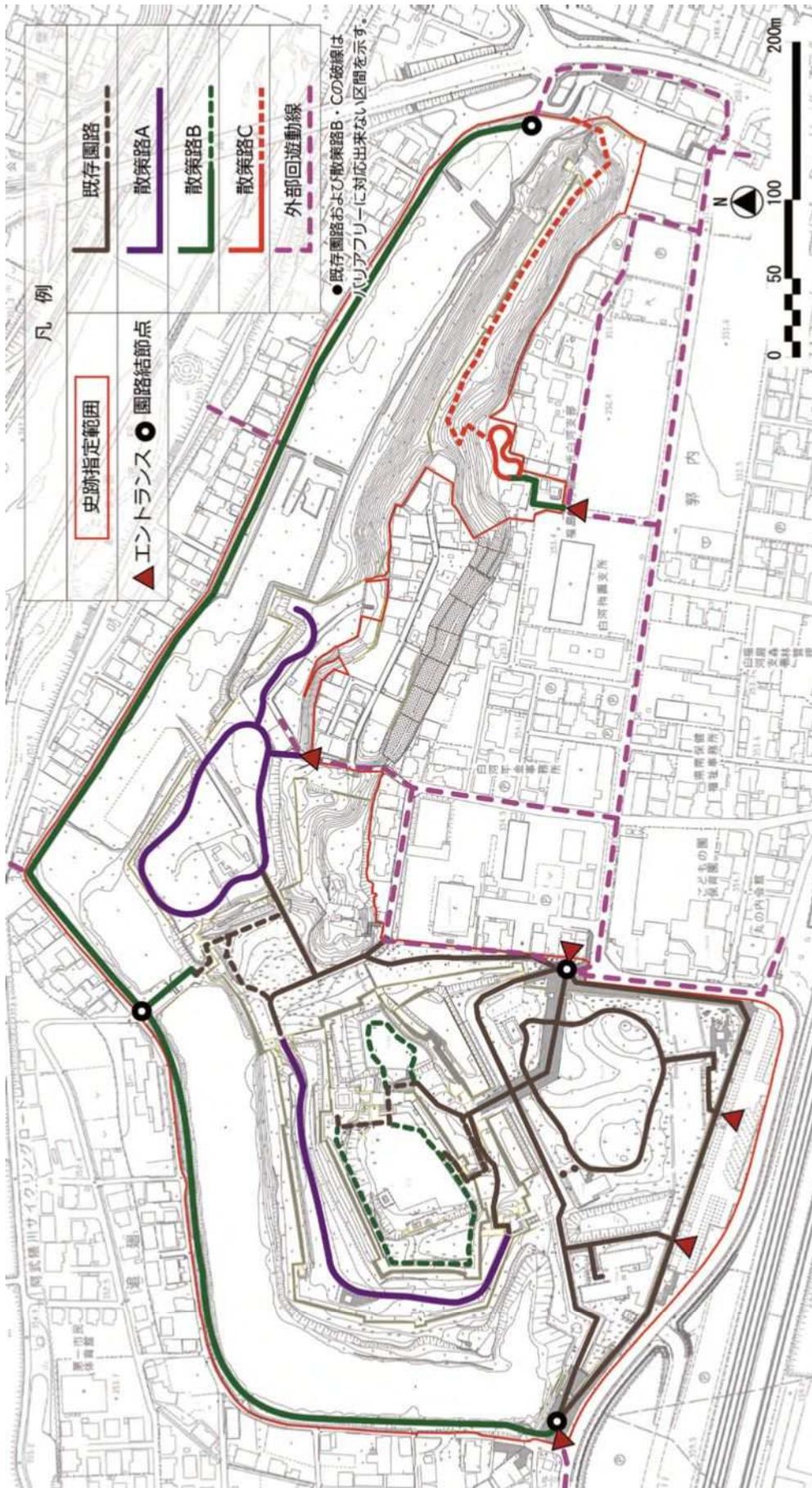


図6-4-2 史跡指定地内および周辺動線図

第5節 本質的価値の整備

第Ⅱ期では、震災復旧で得られた知見と既往調査成果を基礎として、「診断・記録・補修を一体化した予防／予測保全への転換」、「復元・表示の学術的正当性の確保」、および「公開・学習・継承につながる情報提供（活用）」を段階的に進める。

併せて、遺構の保存と来訪者の安全・理解を両立させるべく、「動線計画・サイン計画・環境整備との相互整合」を図り、国史跡としての価値を将来世代へ確実に継承することを基本理念とする。

1. 石垣の保全・長寿命化方針

史跡小峰城跡の石垣は、本史跡の歴史的価値を直接構成する最も重要な遺構である。本丸、竹之丸、二之丸、帯曲輪、搦手門、藤門、三之丸丘陵部に残存し、その総延長は約2.0km、面積は約15,000㎡である。文献や絵図の確認から、江戸期においても石垣の崩落があったことがうかがわれ、現在残る石垣にも修復の痕跡を確認することができる。

東日本大震災による被災後、全域で修復工事が実施され、築造当時の構造や石工技術が再確認された。令和2年（2020）以降は全体的な石垣の状況把握と東日本大震災以降の変状などの確認を目的に、変動調査や、石垣カルテ作成を行っている。

今後は、現状把握と比較検証を踏まえ、石垣全体的な歴史像の解明を行なうとともに、修復後の石垣の長期的な安定保存にむけて、モニタリング・診断・補修を一体化した予防保全体制へ移行することを基本方針とする。

(1) 文化庁指針に基づく診断と保全体系

震災復旧を経た石垣は安定を回復しているが、長期的な安全確保と保存性の両立が課題である。

第Ⅱ期整備では、文化庁「文化財石垣 耐震診断指針（案）」に基づき、以下の段階的診断を実施し、予防保全から予測保全への移行を目指す。

i 予備診断

外観・傾斜・開口亀裂・排水状況などを点検し、危険度をスクリーニングする。

ii 基礎診断

3D点群・写真測量・傾斜角計測など非解体手法により安定性を定量評価する。

iii 専門診断

必要に応じて動的観測・地盤調査・空洞探査を実施し、耐震性能を数値的に把握する。

対処方針の策定：診断結果に応じて「立入制限」「経過観察」「部分補修」「積み直し」等の措置を選定し、文化庁・県と協議のうえ実施する。

この診断体系を通じて、石垣の健全性を定期的に把握し、異常の早期発見と軽微な対応を原則とする。

(2) カルテ化とモニタリングの運用

震災復旧以降、石垣の三次元測量が継続的に実施されており、現在は石垣カルテの作成に着手している。測量はUAV写真測量・地上レーザ・SfM点群を併用し、定点観測による変位検出を行う。

これらのデータは解析・評価を通じて、異常予兆の把握や補修時期の判断に活用する。

カルテでは、位置・規模・積み方・補修履歴、損傷状況、診断結果、3D点群データ、測定日などを一元的に整理し、時系列で変化を追跡できるとともに、既存の調査・整備記録と統合し、行政・設計・施工・調査の各主体が共有・更新できる仕組みとする。

(3) 補修・長寿命化の技術方針

石垣の補修および長寿命化は、文化財保護の原則に基づき、可逆性・最小介入・真正性を基本とする。整備は次の段階により実施する。

軽微補修（維持管理のための整備）：側溝の清掃、目地の充填、裏込め補充、法面安定処理、植生根系の除去など、構造を変えずに安定性を維持する。

部分補強：裏込材の補修、空隙充填、透水層の再構築、崩落部の原位置復旧など、局部的な変位・浸食に対応する。

本格整備：基礎不安定や大規模変状が確認された場合に実施し、既存石材の再利用・積み方の踏襲・可逆性の確保を原則とする。

(4) 排水・法面・裏込めの保全

石垣の耐久性を支える要素である排水・裏込め・法面の管理を一体的に行う。

(5) 記録・公開

施工にあたっては、以下の点に留意する。

石垣復旧の工程：全工程を記録保存し、施工過程を点群化して整備後も再利用可能とする。

点検記録：台帳（カルテ）化し、継続的に更新する。

整備過程：可能な限り公開し、市民が石垣の保存技術を学べる機会を創出する。

修復で得られた知見：記録・公開し、次世代技術者への継承を図る。

技術的留意事項：整備の実施にあたっては、文化財の本質的価値を十分理解し、その価値を損なうことのないように、手法・材料などについて各種委員会で十分検討し、実施する。

2. 搦手門周辺の遺構復元方針

(1) 搦手門周辺の遺構確認状況

搦手門では平成25年（2013年）の発掘調査で、門跡に関わる施設の遺構を確認している。確認された遺構は門の礎石列で、一辺約40cm大の石が南北に直線的に4個並ぶ状況を検出した。

江戸期の絵図（御櫓絵図）には、同じ位置に礎石の記載がみられる。また門に近接して水路跡を確認しており、門周辺の排水・動線計画と関わる遺構であると考えられる。

これらの礎石は現地表面より数十センチ下で確認されており、石垣基部付近が埋め立てられていることを示している。

令和2年(2020)の夏には、豪雨により搦手門の石垣が罹災し、復旧に伴う調査では、昭和初期に構築された崩落石垣の背面から江戸期の石垣が確認された。

(2) 遺構表示の方針

本整備では、搦手門周辺における歴史的景観の再生を図ることを目的として、発掘調査により確認された構造を可能な限り顕在化し、石垣の本来の高さと構造を視認できるよう復元的整備を行う。

とりわけ、門外の土橋は城郭防御上の要衝であり、発掘調査によって確認された旧地形を顕在化し、石垣高を復元的に示すことによって、狭間性と高低差による防御性を体感できる整備を目指す。

復元に際しては、確実な考古学的知見および既存図面史料に基づき遺構の性格と位置関係を明確に整理し、石垣の積み方・天端高・法面勾配を適切に再現する。

本範囲の動線については、調査で明らかとなった内容をもとに、改めて歴史性を重視した構造とすることを旨とする。

第6節 施設整備方針

本節は、史跡の保存を最優先としつつ、安全で快適な観覧環境を提供するための設計・施工上の共通基準を示す。方針は最小介入・可逆性・真正性を原則とし、材料・色調・意匠は周辺景観と調和させる。

1. サイン・解説・ピクト

(1) 配置方針

利用者に史跡・遺構等の解説、利用案内・規制等の情報を提供するためサインを設置する。サインは小学校中高学年児童が理解できる内容と板面高とし、白河市で採用している「白河市・西郷村サイン統一計画書」に基づいて計画する。

具体的なサインの配置については、遺構等の解説の一貫性、物語性や発掘調査等の内容、また、眺望景観の視点場としてふさわしい箇所などを踏まえ適切に配置する。

(2) サイン種別ごとの基本方針（史跡文化ゾーン内）

表 6-6-1 サイン種別ごとの基本方針と小峰城での対応例

区分	方針	小峰城での対応例
共通	<ul style="list-style-type: none"> 公共物として維持管理が容易で、分かりやすいものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 絵文字は標準案内用図記号を中心に一般性の高いものを採用する。 誘導サインには英語（ローマ字）表示を行い、案内及び説明サインには必要に応じて多言語や点字等の表示を行う。
誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> 方面・方向並びに施設を表示する自動車誘導サインは標識令にもとづき設置する。 施設を表示する歩行者誘導サイン（自動車兼用含む）は統一性のあるデザインとする。 特定範囲内の歩行者誘導サインはその場所にあったデザインとすることも可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺交通導線と連携し、史跡への入口・動線をわかりやすく示す。 案内サインとの整合を図り、来訪者が自然に史跡の中心部（二之丸・三重櫓周辺）へ導かれるよう配置する。 市街地・駅前から城山公園入口（藤門前、小峰城歴史館前）への誘導表示を統一。 車両用は標識令準拠。歩行者用は非内照・自然素材。
案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> 案内サインについては、誘導サインとの整合を図りつつ、説明サインとともに歴史文化資源を引き立たせるサインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 城山公園入口、三之丸広場、小峰城歴史館前などに配置。 案内地図は等高線・堀・石垣を明瞭に描き、景観色（茶・グレー系）で統一。
説明サイン		<ul style="list-style-type: none"> 石垣・櫓跡・堀跡・門跡に設置。 高さは1.2～1.5m程度、支柱はマットな暗色金属または木製。
記名サイン	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の正式名称・地区名称等を明示する。 風致地区の趣を損ねないよう、控えめで落ち着いた意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「史跡小峰城跡」主銘板（前御門前）は現行デザインを踏襲。 補修・再設置時は暗色石碑または木質系表示板で統一する。

(3) 景観・意匠上の配慮事項

表 6-6-2 景観・意匠上の配慮事項

色彩	歴史的・文化的景観に調和する低彩度・中間色（灰褐・濃茶・墨色）を用いる。
形状	直線的・簡素な構成。装飾や強い反射を避け、自然素材（木・鉄・焼付塗装）を基本とする。
設置高さ	人の視野に沿った 1.4 ～ 1.6m を標準。案内板・解説板は背丈を超えない。
照明	内照式は使用せず、必要に応じて足元照明・反射材による間接視認とする。
配置	石垣・櫓跡・樹木群など主要構造物から距離をとり、遺構を遮らない視線軸を確保する。
文字・図式	UD フォント、点字併記、地図は等高線・堀・石垣を強調。
更新運用	文化財・都市整備両部局で管理する「案内サイン台帳」に登録し、更新時に承認・整合確認を行う。
デジタル	QR 連携で多言語・詳細情報を提供。更新容易な運用設計。

2. 便益施設（トイレ・休憩施設・水飲み）

主導線・視点場の手前に置き、史跡中枢への設置は行わない。軽量・可搬性を意識（更新容易）し、外装は木質・左官系で景観との調和を図る。

(1) トイレ

- ・換気および臭気対策を十分に行うとともに、抗菌素材を使用する。
- ・オストメイト対応設備および多目的ベビー台を標準仕様とする。

(2) 休憩施設

ベンチ・四阿等

- ・回遊ネットワークの要所に設置する。
- ・施設種別（ベンチ形状、四阿等）は、用途・設置スペースに応じて選定し、景観性に配慮する。また、色合い・材質・形状について、統一感に配慮し、周囲景に馴染み調和する施設とするとともに、小規模・低背で視界を阻害しないものとする。

水飲み場

- ・散策路の結節点や休憩広場等に設置する。
- ・熱中症対策の水分補給における補助施設として、車椅子・子ども利用対応型とする。
- ・衛生管理を考慮して手洗いが可能なカラン付きとする。

3. 管理施設整備

(1) 柵・門扉類

- ・利用者の安全性および施設管理の明確化のため、必要な柵・門扉を整備する。
- ・利用者が散策路等により立ち寄れる場所で、隣接地との高低差が 0.7 ～ 1.0m を超える場所には転落防止柵を設ける。
- ・転落防止柵は、市条例や「防護柵の設置基準」等に基づく強度・規格・構造を備える。
- ・高低差がない場所でも立入り制限が必要な場合は、景観に配慮したデザインの立入り防止柵を設置する。

(2) 車止め

- ・一般車輛が散策路等へ容易に侵入しないよう設置する。
- ・管理車輛の進入が必要な箇所では、可動式車止めを検討する。
- ・柵・門扉類とのデザイン調和を図り、統一的な規格・形式を採用する。

(3) ゴミ箱・吸殻入れ

- ・史跡指定地ではゴミ持ち帰りを原則とする。
- ・喫煙は防火対策として原則禁煙とするが、やむを得ない場合は指定喫煙コーナーを検討する。

(4) 手すり・防護柵・縁石

手すり：必要箇所のみ設置する。細断面は鋼製＋暗色仕上げのものとする。木部は耐候性・更新容易性を確保する。

防護柵：転落・立入禁止部はロープ柵または低意匠柵（景観色）を使用する。

縁石：自然石・木製枠・芝縁を基本とし、連続コンクリート縁石は極力回避する。

(5) 照明・電気設備

電灯設備：夜間の地明かりとして公園灯（ポール型）・庭園灯を設置する。

- ・公園灯については、既設の城山公園内のものと同型を採用し、LED ランプを検討する。
- ・庭園灯は演出効果に配慮し、光源はLED とする。

ライトアップ計画：現行の三重櫓・前御門における LED 立体演出を継続し、石垣および復元建造物の景観をよりダイナミックに演出する照明を検討する。

- ・ライトアップの対象に応じて、特徴を効果的に演出できる LED 照明を検討する。
- ・照明設備は、来訪者の視界に入らないような方法を検討する。

機械式警備の検討：清水門および矢之門以降、本丸・帯曲輪一帯は死角が多く認められるため、機械式警備の導入を検討する。

4. 供給処理設備整備

(1) 雨水排水計画

園路広場周辺

- ・公園内の雨水処理は、既存の雨水排水施設にて集水・排水する。
- ・新設の散策路・広場・堀端では、極力排水施設は設けず浸透処理を基本とする。
- ・表面流水は堀に自然流下させる。

石垣周辺の雨水処理

本丸一帯は四周を石垣に囲まれているため、降雨の影響が特に懸念される。しかし、雨水を強制排除するためには大規模な排水設備が必要となり、広範囲にわたる現状変更を伴うほか、景観面での課題も大きい。このため、大規模な排水施設の整備は適切ではない。

- ・石垣背面への薄い浸透は孕みや変位の原因となるため、浸透抑制対策を講じる。

・遺構表示を前提に全面を芝生園地とし、芝・植栽用土・保水層（高炉スラグ）により雨水を保水し、徐々に地下浸透を図るものとする

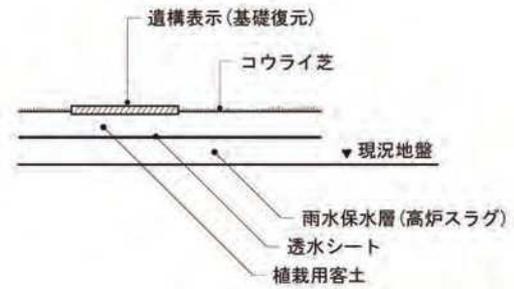


図6-6-1 芝生広場における雨水浸透の構造



案内サイン



説明サイン



誘導サイン



二之丸のトイレ



帯曲輪の四阿



芝生広場設置のベンチ



転落防止柵



石垣下の落石干渉帯と侵入防止柵



史跡入口と石畳園路



車両止め



二之丸園路のソーラー足元灯



二之丸芝生広場の庭園灯

写真6-6-1 史跡にかかわる施設設置例

第7節 地区別整備計画

1. 地区別整備方針の整理

第1次計画では、史跡小峰城跡を6地区に区分し、各地区の保存管理、植栽・景観整備、観光拠点整備の方向性を体系的に整理した。

第Ⅱ期計画では、これらの整備成果を踏まえつつ、第1次計画で定めた方針を継承・更新し、第Ⅰ期計画で未完了の事業の完遂と新たな課題への対応を図る。

以下に、第1次計画の表4-7-1を基礎として、令和7年(2025)時点の進捗状況および、第Ⅱ期計画での対応方針を整理する。

表6-7-1 保存・管理上の課題および遺構等の保存・表示整備（第1次計画の引継ぎ）

地区	保存・管理上の課題	遺構等の保存・表示整備	2025年時点の進捗・第Ⅱ期での対応
A-1	<ul style="list-style-type: none"> 石垣修復事業と連動した保存整備の方針化。 石碑等工作物の整理。 ソメイヨシノ等の管理方針確立。樹木管理の合意形成 堀端からの眺望確保のための植生管理。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣修復事業の継続。 石碑は歴史的関連性に応じて集約・移設。 本丸御殿跡・門跡は調査の上で遺構表示。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎石垣修復完了・樹木管理方針確立。 ○復元建造物の定期修繕継続。 →第Ⅱ期：石垣モニタリング体制定常化。
A-2	<ul style="list-style-type: none"> 水質調査と浄化。 護岸整備。 除草等による景観保全。 民有地の公有地化。 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性の高い堀端整備。 護岸保全に配慮した散策路整備。 	<ul style="list-style-type: none"> △未実施 →第Ⅱ期：排水・樋門点検のルーチン化、水環境モニタリング導入。公有地化検討。
A-3	<ul style="list-style-type: none"> 遺構確認調査。 石垣保全に係る樹木伐採。 植生管理。 民有地の公有地化。 	<ul style="list-style-type: none"> 公有地化により復元整備を実施。 支障木を伐採し石垣保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公有地化終了。 →第Ⅱ期：見せる整備設計・観覧動線の安全化。
B	<ul style="list-style-type: none"> 堀跡・門跡の遺構表示。 整備に必要な各種調査。 眺望確保のための樹木管理。 石碑・記念碑の整理。 利便施設老朽化。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的空間としての整備。 内堀遺構表示見直し。 太鼓門跡遺構表示。 石碑の集約・移設。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園施設改修完了。 →第Ⅱ期：動線再設計・展示案内統一。
C	<ul style="list-style-type: none"> 公有地化を前提とした整備方針。 外堀の範囲・構造把握。 公有地化に向けた環境保全と維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 外堀範囲把握後に水堀復元を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公有地化完了。 △調査一部実施・整備未実施。 →第Ⅱ期（後期）：景観軸整備。
D	<ul style="list-style-type: none"> 石垣保全・修復。 モウソウチク藪化防止。 スギ・ヒノキ植林域の間伐。樹林 薩摩藩墓の維持。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣保全修復のための調査と補修。 石垣の顕在化措置。 墓地管理の維持継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ○石垣の顕在化完了。 針葉樹の間伐、伐採完了。墓地管理維持継続。 →第Ⅱ期：石垣の計画的修繕、東端部解体修理。眺望軸形成・防災緑地管理。

表 6-7-2 植栽整備・園路・サイン等整備・観光拠点関連整備（第1次計画の引継ぎ）

地区	植栽整備	園路・サイン等整備	観光拠点等関連整備	2025年時点の進捗・第Ⅱ期での対応
A-1	<ul style="list-style-type: none"> 石垣に影響する樹木伐採。 倒木危険木伐採。 景観阻害木伐採。 修景木の新植は遺構に配慮。 	<ul style="list-style-type: none"> 石畳・階段修復。 動線計画に基づく新園路。 サイン・休憩施設・転落防止柵更新。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地回遊ネットワークとの連携に資する利便性・快適性の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ○樹木管理・園路更新完了。帯曲輪の園路、四阿設置。 →第Ⅱ期：サイン統一・照明更新・安全施設点検周期化。
A-2	<ul style="list-style-type: none"> 堀端の除草・剪定で景観向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣と水堀を眺望できる散策路。 サイン・ベンチ・立入防止柵整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀越しの石垣を観光資源化。 	<ul style="list-style-type: none"> △未実施 →第Ⅱ期：眺望改良。
A-3	<ul style="list-style-type: none"> ソメイヨシノ伐採後の代替植栽は当面なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 和党曲輪の芝生広場化と最小限園路。 解説サイン設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 城山公園と連携した市民の憩いの広場化。 	<ul style="list-style-type: none"> △整備実施中。 →第Ⅱ期：安全柵・案内サイン改良。
B	<ul style="list-style-type: none"> 三重櫓・石垣への眺望を阻害する樹木を剪定・伐採。 芝生広場・多行松を継続管理。 	<ul style="list-style-type: none"> 往時の動線に配慮した既存園路整備。 駐車場からのエントランス再考と改修。 	<ul style="list-style-type: none"> 白河集古苑のガイドンス機能拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成31年（2019）4月に小峰城歴史館開館し、ガイドンス機能が強化された。 →第Ⅱ期：展示更新・案内統一。
C	<ul style="list-style-type: none"> 石材置場周辺を草刈維持。 	<ul style="list-style-type: none"> 外堀・丘陵北面を望む散策路整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地回遊ネットワークに資する動線を形成。 	<ul style="list-style-type: none"> △草刈維持実施。 →第Ⅱ期（後期）：景観・動線一体整備。
D	<ul style="list-style-type: none"> 石垣保全に必要な伐採・間伐。 竹林敷化防止・防根資材設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 稜線沿いに散策路を整備。 外堀から太鼓櫓に周遊を接続。 	<ul style="list-style-type: none"> 太鼓櫓を現存建造物として、歴史観光施設に活用。 太鼓櫓を起点としたネットワーク動線による回遊性の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○太鼓櫓整備済。 →第Ⅱ期：防災緑地・眺望更新・太鼓櫓活用強化（稜線部への接続は斜面地の安定性優先とする）。

2. A-1地区 本丸・竹之丸・帯曲輪地区

(1) 保存・管理

本丸・竹之丸・帯曲輪は、小峰城跡の中核を構成する区域であり、江戸時代初期の高い石垣築造技術を今に伝える最重要エリアである。

第1次計画では、震災により崩落した石垣群の恒久的修復と、それに伴う発掘調査、ならびに史跡内に散在する石碑・工作物の整理を課題として示した。

第Ⅰ期整備：石垣の災害復旧が完了し、構造的安定と排水経路の改善が図られた。併せて桜を中心とした植栽管理方針が示され、石垣に影響を及ぼす樹木の除去等が実施された。

第Ⅱ期整備：第Ⅰ期整備の成果を基礎に「予防保全」への転換を進める。石垣の変位・湧水・開口部などを定期的にモニタリングし、軽微な変状段階での処置を可能とする保管理体制を確立する。復元建造物（三重櫓・前御門・清水門）については、耐久診断に基づく修繕周期を設定し、定期的な部材点検・防錆処理・塗装補修を実施する。

(2) 環境整備

堀端から本地区の石垣および三重櫓を望む眺望は、小峰城跡の歴史的景観を象徴するものである。また、本地区は城内随一のビュースポットである。

第1次計画では、視界を妨げる高木や危険木の伐採、ソメイヨシノの適正管理、および堀端の植生制御が課題として挙げられた。

第Ⅰ期整備：危険木伐採とサクラの保存管理方針が確立し、主要な眺望軸の回復が完了した。

第Ⅱ期整備：現状での景観保全に努める。

(3) 活用

本丸地区は、史跡の歴史的価値を理解する中心的な観覧地区である。

第1次計画では、園路の新設や石畳・階段の修復、休憩施設・案内サインの整備が求められた。

第Ⅰ期整備：整備により観覧動線の安全性が大きく向上し、来訪者が城郭構造を段階的に理解できる環境が整えられた。また、帯曲輪の整備は、石垣保全と観覧性を両立し、芝生広場・園路・四阿等により、城郭の石垣景を広がりのある視環境で体験できる優れた成果を上げている。一方で、水堀側斜面の樹木繁茂は、眺望阻害・倒木リスク・法面保全の観点から中長期の課題である。

第Ⅱ期整備：多言語対応サインの統一化、および城山公園・市街地回遊ネットワークとの連携強化を進める。また、来訪者の滞在性を高めるため、主要視点場での情報発信・デジタル解説などに努める。

(4) 継承

本丸・竹之丸・帯曲輪は、史跡小峰城跡の価値を象徴する空間であり、その保存・管理の履歴を体系的に継承することが求められる。

第Ⅰ期整備：石碑の整理や記録保存の必要性が指摘されていたが、記録整備は部分的にとどまっている。

第Ⅱ期整備：これまでの整備記録、発掘成果、測量データを統合したデータベースの構築を目指し、石垣変位・修繕・点検結果を逐次反映する体制を整える。

表 6-7-3 A - 1 地区の要点整理

視 点	主な課題 (2015)	第Ⅰ期の成果	第Ⅱ期の方針
保存管理	石垣修復・桜根系管理	修復完了・排水改善	モニタリング体制確立
環境整備	植栽・眺望・排水	桜等樹木管理方針 確立・眺望回復	現環境維持。
活用	園路・サイン・動線	園路更新・休憩整備	UD・多言語化・デ ジタル解説。
継承の持続	石碑整理・記録	一部記録整備	台帳化。協働保全。

3. A-2地区 外堀地区

(1) 保存管理

外堀は水環境と城郭景観を支える重要要素である。第1次計画では、水質の維持・浄化、必要な護岸補修、ならびに雨水の浸透処理を基本とし石垣背面への浸透を抑制する排水方針が示された。

第Ⅰ期整備：第1次計画の方針に沿って水際管理・景観保全・散策路整備（A-2）等を進めてきた。

第Ⅱ期整備：水位・水質・護岸の変状を定期的にモニタリングし、季節・降雨時の変化を踏まえた軽微補修・管理（排水に関する措置を含む）を計画的に実施する。あわせて、旧河道等の既存資料を活用し、外堀の水源や水の流入経路について把握・整理を進め、将来の整備に向けた基礎資料の収集を行う。これにより、外堀周辺の安全・景観と水環境の健全性の両立を図る。

(2) 環境整備

外堀は、堀端の緑と水面が一体となった小峰城跡の景観を形成する区域であり、同時に市街地に開かれた親水空間でもある。

第1次計画では、除草や樹木剪定などの景観維持と、水質浄化を通じた環境改善が課題とされた。

第Ⅰ期整備：水質改善や除草管理の定期化により、水面景観が安定化した。

第Ⅱ期整備：景観・安全・防災を一体的に捉え、現況の水環境や排水状況の把握を前提として、湧水・越水を誘導する排水経路の透水構造化を検討する。環境負荷の軽減や堀の自然浄化機能の維持・向上に資する可能性について、将来の整備に向けた基礎的検討・資料整理を行う。

(3) 活用

第1次計画では、外堀を「親水性の高い堀端空間」として整備し、市民・来訪者が石垣を水越しに鑑賞できる環境の整備が提案された。

第Ⅰ期整備：草刈りなどの景観整備のみ実施している。

第Ⅱ期整備：堀の眺望を活かした景観的観覧空間として、周囲の市街地と連携した「水辺の回遊ルート」を形成し、史跡と都市の連続性を感じられる動線の構築を検討する。

(4) 継承

外堀は、日常的な水環境管理と地域参加による維持が不可欠な区域である。

第1次計画では、水質保全や護岸維持のための管理手法が課題として示されたが、定常化には至っていない。

第Ⅱ期整備：点検結果・清掃履歴・水質測定値を記録し整備し、堀の状態を継続的に把握・更新できる体制を整える。

表 6-7-4 A-2地区の要点整理

視 点	主な課題（2015）	第Ⅰ期の成果	第Ⅱ期の方針
保存管理	水質悪化・護岸劣化	水質安定・護岸補修	水位・変状モニタリング体制化、越水対策
環境整備	景観・植生・排水	除草・剪定管理の定期化。	防災・照明・排水透水化
活用	親水性空間整備	未実施	回遊ルート形成検討
継承	管理手法未確立	点検実施・水質測定。	市民協働管理検討

4. A-3地区 和党曲輪地区

(1) 保存管理

和党曲輪は小峰城北東部に位置し、外郭部と連続する防御構造の一部をなす。

第1次計画では、遺構確認のための発掘調査、石垣保全に関わる支障木の伐採、植生管理、民有地の公有地化が主要課題として整理された。

第Ⅰ期整備：石垣の保存のための修繕を実施するとともに、公有地化を進めた。

第Ⅱ期整備：第Ⅰ期整備の成果を踏まえ、石垣の補修を進めるとともに、維持管理のためのモニタリングを継続的に行う。また、搦手門から和党門周辺の発掘調査を実施し構造を明らかにし、整備の方向性を探る。

(2) 環境整備

第Ⅰ期整備：整備に向けた公有化を実施したにとどまり、搦手門から土橋付近の整備について今後の課題となっていた。

第Ⅱ期整備：搦手門周辺の環境整備を行い、城郭として外堀と一体的な景観形成を図ることを目標とする。

(3) 活用

和党曲輪は、第1次計画において「将来的な公開整備（見せる整備）」が目標に掲げられた区域である。

第Ⅰ期整備：公有地化の準備と安全確保を優先し、観覧機能の整備は見送られたが、石垣を含む法面の安定化と動線計画の基礎調査を進め、整備条件を整えてきた。

第Ⅱ期整備：「見せる整備」への移行を段階的に実施する。第Ⅱ期は初期段階として、搦手門周辺の埋蔵文化財調査を実施し、遺構の顕在化をはかるための条件を明確にする。中期的には、石垣の整備から段階的に遺構を顕在化させ、土橋から本丸・和党曲輪に至る動線については、石垣・堀跡・曲輪の往時の状況を理解できるように整備を実施する。

(4) 継承

和党曲輪から搦手門に至る地区は、遺構の保全と活用を両立するモデル地区となる可能性を持つ。

第1次計画では、公有地化を前提とした段階的整備が示されていたが、民地を含む区域であるため、行政・地域・地権者の連携が不可欠とされた。

第Ⅱ期整備：公有地化後の管理体制を見据え、区域そのものをカルテ化し、地形・湧水・法面・樹林の状況を一体的かつ継続的に記録し保全に努めるサイクルを検討する。

表 6-7-5 A-3地区の要点整理

視 点	主な課題（2015）	第Ⅰ期の成果	第Ⅱ期の方針
保存管理	遺構調査 支障木伐採・植生管理 公有地化	法面安定・湧水対策完了 公有地化進行	定期点検・植生管理継続
環境整備	支障木伐採・植生管理	芝生地整備・安定化	芝生維持・再生木管理
活用	埋蔵文化財調査 公有地化後の復元整備 園路・サイン	遺構の顕在化 芝生広場・簡易導線整備	搦手門～和党曲輪の体的整備 観覧ルート設計・サイン更新
継承	公有地化と段階的整備	区域範囲調査完了	公有地化の検討

5. B地区 二之丸・三之丸地区

(1) 保存管理

二之丸・三之丸は、小峰城跡の中核部に位置し、藩政時代の政庁跡や門跡などが集中していた区域である。

第1次計画では、堀跡・門跡の遺構表示の明確化、石碑・記念碑の整理、利便施設の老朽化対応が課題として示された。

第Ⅰ期整備：公園施設の改修が完了し、芝生広場の再整備や園路の補修により、主要な遺構周辺の動線が安定した。また、三重櫓や石垣方向への眺望を確保するための樹木管理が実施された。

第Ⅱ期整備：これらの成果を踏まえ、遺構表示の更新と動線の整理を進める。太鼓門跡、内堀跡の表示手法を再検討し、来訪者にわかりやすい形で史跡の案内を行う。

(2) 環境整備

二之丸・三之丸は、城山公園の中心として市民に親しまれる空間であり、史跡の本質的価値を保持しつつ、快適な利用環境を提供することが求められてきた。

第1次計画では、眺望確保のための樹木剪定、芝生広場および多行松の維持管理が示された。

第Ⅰ期整備：芝生広場の更新と樹木管理が実施され、三重櫓や石垣への視界が改善された。また、景観上特徴的な多行松は、現状を維持する形で管理が継続されている。

第Ⅱ期整備：歴史的景観と現代公園機能の調和を維持することを基本とし、植栽更新や園地舗装の改良を通じて環境品質の向上を図る。特に観覧エリアと休憩エリアを機能的に区分し、史跡空間としての落ち着きを保ちながら、来訪者が安心して滞在できる環境を整備する。

(3) 活用

第1次計画では、往時の歴史的動線を尊重した園路整備、駐車場からのエントランス再構成、および白河集古苑のガイダンス機能拡充が掲げた。

第Ⅰ期整備：既存園路の改修やエントランス部の再整備が進められ、公園動線の安全性・連続性が向上した。また、平成31年(2019)4月には白河集古苑をリニューアルした小峰城歴史館が開館し、展示・休憩・情報提供機能が強化された。

第Ⅱ期整備：史跡全体の観覧導線を再構成し、案内サインの統一を進める。小峰城歴史館を中核とするガイダンス機能の拡充により、史跡内外の情報が連続して得られる観覧環境を整える。また、施設間のバリアフリー動線を明確にし、学習・観光・休憩を一体的に楽しめる空間を形成する。

(4) 継承

二之丸・三之丸は、史跡小峰城跡の利用の中心にあり、文化財としての保存と都市公園としての活用が重層的に行われている。

第1次計画では、石碑や記念碑の整理を行い、歴史的記録の継承と景観整理を両立することを示した。

第Ⅰ期整備：石碑の位置・由来の把握が進み、歴史的関連性の検討が行われた。

第Ⅱ期整備：これらの成果をもとに、石碑・記念物の記録化を行い、文化的背景を明確にしていく。また、小峰城歴史館と連携し、展示・案内情報を逐次更新することで、史跡の理解を深める継続的な発信を行う。

表 6-7-6 B地区の要点整理

視 点	主な課題（2015）	第Ⅰ期の成果	第Ⅱ期の方針
保存管理	堀・門跡表示、石碑整理、老朽施設	表示明確化、施設改修	遺構表示更新、案内設備更新
環境整備	樹木管理、芝生広場・多行松維持	景観改善、樹林整備	景観調和・園地舗装改良
活用	園路・エントランス整備、集古苑更新	園路改修、施設更新完了	動線設計・案内統一
継承	石碑整理・記録化	位置・由来の把握	展示情報更新

6. C地区 外堀東側地区

(1) 保存管理

C地区は、外堀のうち戦後に埋め立てられ、現在は空地となっている区域である。

第1次計画では、公有地化を前提とした整備方針の検討、外堀の範囲と構造の把握、および公有地化に向けた環境保全と維持管理が課題として整理された。

第Ⅰ期整備：発掘調査と地形測量により外堀の範囲が概ね確認されたが、整備は未実施である。

第Ⅱ期整備：外堀跡の遺構表示と安全性確保のための基礎的整備を進める。

(2) 環境整備

当該範囲は堀の痕跡をとどめる空地である。現状は非公開地であり活用は限定的だが、城郭の眺望形成区域として位置づけられる。

第1次計画では、公有地化の進捗を前提として、周辺の環境保全と草刈などの維持管理を継続する方針を示した。

第Ⅰ期整備：崩落石材の一時保管場所としての利用に伴い、草刈維持による環境保全が行われてきたが、季節ごとの雑草繁茂が著しく、荒廃的景観となる期間が長い。

第Ⅱ期整備：過度な維持管理を避けつつ、眺望阻害と荒廃感を抑える景観管理を基本方針とし、将来的な復元整備に向けた景観的条件を整える。

(3) 活用

第1次計画では、発掘調査によって外堀の範囲を把握し、将来的に水堀の復元を前提とした整備を進めることが位置づけられている。

第Ⅰ期整備：堀跡の確認調査により区域の理解が進展した一方、公開・活用は限定的であり、暫定的維持管理にとどまっている。

第Ⅱ期整備：歴史的景観の復元手法（水堀形式の再現を含む）について引き続き調査・検討を行う。将来的な歴史的復元のあり方については、今後の調査成果や公開状況を踏まえ、適切な段階で改めて検討する。また、外堀跡の輪郭が理解できる最小限の表示・導入動線（可逆的措置）を検討する。公開範囲は段階的に設定し、将来の復元検討に支障を生じない管理を行う。

(4) 継承

第1次計画では、公有地化を前提とする段階的な保存と整備が求められた。

第Ⅰ期整備：発掘成果を含む基礎資料が整理され、堀跡の実態把握が進展した。

第Ⅱ期整備：これまでの調査成果を統合して区域単位の管理記録を作成し、今後の整備・保全・利活用計画の根拠資料とする。軽微な維持管理（除草・排水路管理等）を行い、史跡全体の保存体系の中での位置づけを明確化する。

表 6-7-7 C地区の要点整理

視 点	主な課題（2015）	第Ⅰ期の成果	第Ⅱ期の方針
保存管理	公有地化、範囲・構造把握	発掘調査一部実施 整備未実施	範囲表示整備
環境整備	草刈・環境保全	草刈維持実施	定期除草・景観安定化
活用	外堀復元を前提とした整備	構造把握・基礎調査完了	範囲表示・整備計画検討
継承	段階的整備・資料蓄積	発掘成果整理	管理記録作成・軽微維持管理

7. D地区 東側丘陵地区

(1) 保存管理

D地区は、城跡の東側丘陵に位置し、薩摩藩戦没者墓を含む区域である。

第1次計画では、石垣の保全・修復、竹林の藪化防止、スギ・ヒノキの間伐、および墓地の維持管理が課題とされた。

第Ⅰ期整備：石垣の顕在化と補修、針葉樹の間伐・伐採が実施されことにより、丘陵斜面の石垣列が視認可能となり、地形と城郭構造の関係が明瞭化した。また、薩摩藩墓地の維持管理については地域住民により継続的に実施されている。一方で、伐採前樹木の影響による石垣の損傷などが顕在化しており、斜面地の風化とともに対策を講じる必要が生じている。また針葉樹の伐採後、樹形に偏りが生じた落葉広葉樹が見受けられ、片側荷重や根張り不良による倒木等の可能性がある。

第Ⅱ期整備：崩落の可能性が高い東端部に張出した石垣の解体修理を行う。また、石垣列の長期安定を確認するための定期調査と軽微補修を継続し、竹林の拡大抑制や根系侵入防止を行う。樹木管理については、斜面安定と景観形成を両立する整備へ移行するための管理を促進する。なお墓地については、史跡の保存・公開に支障が生じない範囲で、地域住民の協力による日常的管理を継続する。なお、安全リスクや史跡景観への著しい悪影響が想定される場合は、市は史跡管理者として必要最小限の措置（注意喚起、応急対応、関係者調整）を行う。

(2) 環境整備

第1次計画では、モウソウチクの藪化防止や防根資材の設置を通じて、石垣保全と自然環境整備を図る方針が示された。

第Ⅰ期整備：竹林伐採とスギ・ヒノキの間伐が完了し、石垣前面および山頂部の通風・採光環境が改善した。

第Ⅱ期整備：丘陵斜面の防災緑地としての役割を考慮し、史跡として望ましい植生景観を目標像として設定したうえで、支障木調査の成果を踏まえた間伐・枝ぶり調整・補植等を段階的に実施する。これらは危険木対策としての整備と、日常的な維持管理を一体的に植生管理計画で整理する。

- ・稜線部および斜面部については、太鼓櫓の設置位置や現存状況、急傾斜地特有の地形条件を踏まえ、眺望の在り方や利用可能性を将来的検討課題として整理する。
- ・とくに、法面の安定性確保、排水処理、石垣保存への影響、利用者の安全性確保を同時に満たす通路形成の検討には高度な技術的検討を要することから、現時点では明確な観覧動線の設定や施設の整備に必要な基礎調査を行う。

(3) 活用

第1次計画では、史跡指定地内の回遊性確保のため、外堀から丘陵稜線に至る散策路整備、および太鼓櫓との接続による周遊動線の形成が掲げられた。

第Ⅰ期整備：稜線沿いの散策路の一部整備が完了し、丘陵の観覧性が向上した。

第Ⅱ期整備：太鼓櫓と東側丘陵部を直接結ぶ通路は、現時点の地形条件および保存管理上の制約を踏まえると、恒常的な歩行動線としての整備を前提とすることは適当ではない。

- ・東側丘陵部については、斜面地の安定性および文化財保全の観点から、恒常的な回遊動線の拡充を前提とせず、眺望点を限定した歩行ルートとして整備・運用する。

- ・危険区域への立入制限を含め、散策路の線形・勾配・排水等を適切に管理し、斜面の侵食・踏圧増加を抑制する。

(4) 継承

第1次計画では、薩摩藩戦没者墓の現状維持管理を継続することが明記されている。

第Ⅰ期整備：墓地の保安全管理について近隣住民の協力により実施されており今後も継続する。

第Ⅱ期整備：引き続き植栽の整理を行う。また、丘陵全体の維持管理を防災と連動させ、眺望軸の形成と緑地の防災機能維持を組み合わせた総合的管理を進める。

表 6-7-8 D地区の要点整理

視 点	主な課題（2015）	第Ⅰ期の成果	第Ⅱ期の方針
保存管理	石垣保全・修復、竹林藪化防止、間伐、墓管理	石垣顕在化・補修完了、伐採完了	石垣定期調査・竹林抑制
環境整備	竹林防根資材設置・緑地維持	間伐・採光改善	防災緑地維持
活用	稜線散策路・太鼓櫓接続	散策路一部整備完了	動線明確化・眺望軸形成
継承	墓地維持管理	管理継続・環境安定	防災緑地連携

第8節 文化財整備と防災機能の整合

小峰城跡を含む城山公園は、白河市地域防災計画において第1次避難場所として位置づけられており、災害時には地域住民が一時的に避難する場としての役割を担っている。これは、城跡が市街地中心部に位置し、まとまったオープンスペースを有するという地理的条件によるものである。平常時には歴史公園として、市民の憩いの場、観光・学習の場として機能し、災害時には地域の安全を支える拠点として活用されるという、複合的な役割を持つ。本史跡は石垣・曲輪・堀等で構成される歴史的景観と遺構価値を主軸とする文化財であり、文化財としての保存と活用が本史跡における計画の中心目的である。したがって、防災機能は主目的ではなく、あくまで現状利用の一形態として位置づける必要がある。

1. 文化財としての観点

小峰城跡の保存と活用こそが本計画の中心的な目的であることから、整備・運用においては、史跡の真実性や景観的価値を損なわずに、防災機能を両立させることを基本とする。

2. 文化財計画において配慮すべき防災関連視点

文化財の特性を保持しながら、安全で適切な避難利用を確保する観点から、次の事項に留意する。

(1) 文化財特有のリスク要因の把握と対策

石垣・法面・樹林など、文化財特有の構造・自然要素に起因する災害リスク（地震時の落石、倒木、崩落等）を把握し、定期的な点検・モニタリングにより予防的管理を行う。

(2) 安全な動線と滞留空間の確保

避難利用を阻害しない範囲で、主要園路や広場等の安全な通行・滞留空間を確保し、段差・排水・勾配などの改善を計画的に進める。

(3) 案内・誘導表示の整備

現地サイン・解説板・誘導表示は、史跡景観に調和する意匠としつつ、避難方向や安全経路の提示など、防災機能を兼ね備える構成とする。これらの技術的検討は、文化財計画の範囲では「方針」として扱い、詳細設計や運用手順は防災主管部局の所掌事項とする。

3. 外部計画との役割分担

避難場所としての具体的運用（避難ルート、収容人数、夜間開放手順、福祉避難対応など）は、白河市防災計画および避難計画に基づき、危機管理部局が所掌する。

文化財部局は、これらの防災計画と整合を図るため、史跡の保全上の条件（立入制限区域、文化財保護上の制約、仮施設設置可能範囲等）を明示し、必要な情報提供および調整を行う。また、避難時の使用に支障を生じないように、出入口・園路・広場・照明・電源等のハード要素については、都市公園管理および防災部局と連携して点検・維持を行う。

4. 計画方針としての位置づけ

本整備基本計画では、文化財としての保存と活用を第一義としつつ、城跡が地域の安全に寄与する社会的役割を踏まえ、文化財の特性を損なわない範囲で防災計画との調和を図る方針を示す。

具体的には、以下を実施方針とする。

- ①防災主管部局との年次協議体制の確立（避難動線・照明・電源の点検）
- ②史跡保護区域内における防災関連施設の設置範囲・仕様の整理
- ③災害時の臨時開放・通行制限等に関する運用要領の作成
- ④定期的な避難誘導訓練の実施と結果の共有

これにより、史跡小峰城跡は、「文化財の保存と地域の安全が共存する防災拠点」としての機能を発揮しつつ、将来にわたり持続的に活用されることを目指す。